

議案第10号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の増加に対応し、将来にわたって安定した国民健康保険の運営をしていくため、税率等を改正すること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.35」を「100分の4.57」に改める。

第5条中「2万6,700円」を「2万7,800円」に改める。

第6条第1号中「2万100円」を「2万700円」に改め、同条第2号中「1万50円」を「1万350円」に改め、同条第3号中「1万5,075円」を「1万5,525円」に改める。

第26条第1号ア中「1万8,690円」を「1万9,460円」に改め、同号イ(ア)中「1万4,070円」を「1万4,490円」に改め、同号イ(イ)中「7,035円」を「7,245円」に改め、同号イ(ウ)中「1万553円」を「1万868円」に改め、同条第2号ア中「1万3,350円」を「1万3,900円」に改め、同号イ(ア)中「1万50円」を「1万350円」に改め、同号イ(イ)中「5,025円」を「5,175円」に改め、同号イ(ウ)中「7,538円」を「7,763円」に改め、同条第3号ア中「5,340円」を「5,560円」に改め、同号イ(ア)中「4,020円」を「4,140円」に改め、同号イ(イ)中「2,010円」を「2,070円」に改め、同号イ(ウ)中「3,015円」を「3,105円」に改める。

第32条第1項第2号中「65歳以上である者」を「65歳以上である者で、資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成31年度以後の年度分の国民健康保険税の減免の特例）

16 当分の間、平成31年度以後の第32条第1項第2号の規定による国民健康保険税の減免については、同号中「65歳以上である者で、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間」とあるのは、「65歳以上である者」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.57</u>を乗じて算定する。</p> | <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.35</u>を乗じて算定する。</p> |
| <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> | <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> |
| <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万7,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> | <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万6,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> |
| <p>第6条 略</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3</p> | <p>第6条 略</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>号、第10条及び第26条において同じ。)以外の世帯 1世帯について<u>2万700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 1世帯について<u>1万350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万5,525円</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> | <p>号、第10条及び第26条において同じ。)以外の世帯 1世帯について<u>2万100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 1世帯について<u>1万500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万5,075円</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> |
| <p>第26条 略</p> | <p>第26条 略</p> |
| <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1万9,460円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万4,490円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>7,245円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万868円</u></p> | <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1万8,690円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万4,070円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>7,035円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1万553円</u></p> |
| <p>ウ～カ 略</p> | <p>ウ～カ 略</p> |
| <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1万3,900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別</p> | <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1万3,350円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万350円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>5,175円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>7,763円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,560円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4,140円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>2,070円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3,105円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(保険税の減免)</p> <p>第32条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の前日において次のアからオまでのいずれかに該当する者の被扶養者であった者で、当該アからオまでのいずれかに該当す</p> | <p>平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1万50円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>5,025円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>7,538円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,340円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4,020円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について<u>2,010円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3,015円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(保険税の減免)</p> <p>第32条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者の資格を取得した日の前日において次のアからオまでのいずれかに該当する者の被扶養者であった者で、当該アからオまでのいずれかに該当す</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>る者が高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となったことにより国民健康保険の被保険者の資格を取得したものの。ただし、当該資格を取得した日において年齢<u>65歳以上</u>である者で、<u>資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間</u>に限る。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p><u>(平成31年度以後の年度分の国民健康保険税の減免の特例)</u></p> <p><u>16 当分の間、平成31年度以後の第32条第1項第2号の規定による国民健康保険税の減免については、同号中「65歳以上である者で、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間」とあるのは、「65歳以上である者」とする。</u></p> | <p>る者が高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となったことにより国民健康保険の被保険者の資格を取得したものの。ただし、当該資格を取得した日において年齢<u>65歳以上</u>である者に限る。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> |

改正要旨

1 改正の趣旨

平成30年4月から施行された国民健康保険の制度改正により、本町の国民健康保険の運営は広域化され、愛知県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うことで、制度の安定化が図られることになりました。

これにより愛知県は、市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金を決定するとともに保険料率の標準的な水準を表す標準保険料率を示し、市町村は、この標準保険料率を参考に独自財源や収納率等の個別の状況を踏まえて、実際の保険税率を決定します。

この度、平成31年度の国民健康保険事業納付金額と標準保険料率が示されましたが、医療費水準の高い本町においては、県内市町村と比べて一人当たり納付金額が高く、平成30年度に行った税率改正後もまだ、標準保険料率を大きく下回っています。

医療の高度化や被保険者の高齢化等による医療費の増加に対応し、将来にわたって安定した国民健康保険制度を目指すためには、税率等の継続的な見直しが必要不可欠です。被保険者にとって過度な負担増とならぬよう十分に留意した上で、必要な税率等の改正を行うものです。

また、国が、被用者保険本人の後期高齢者医療制度への移行に伴い、国民健康保険に加入した旧被扶養者に実施している国民健康保険税の減免について、後期高齢者医療制度の運用開始当初から「資格取得後2年を経過する月までの間」としたものの、「当面の間」継続して実施してきた応益保険税の軽減を、平成31年度から「資格取得後2年を経過する月までの間」とする方針を決定したことに伴い、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税率等の見直し

ア 基礎課税額（医療分）に関する改正

| | 改正前 | 改正後 | (参考) 標準保険料率 | 改正条項 |
|-----|---------|---------|----------------|------|
| 所得割 | 4.35% | 4.57% | 5.51% | 第3条 |
| 資産割 | 10.0% | 10.0% | 12.42% | 改正なし |
| 均等割 | 26,700円 | 27,800円 | 33,554円 | 第5条 |
| 平等割 | 20,100円 | 20,700円 | 24,517円 | 第6条 |

※後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額については改正なし。

イ 国民健康保険税の減額に関する改正（第26条関係）

| (7割軽減) | 改正前 | 改正後 | 改正条項 |
|----------------------------------|---------|---------|---------|
| 医療分均等割額 | 18,690円 | 19,460円 | 第1項ア |
| 医療分平等割 特定世帯 及び特定継続世帯以外の 世帯 | 14,070円 | 14,490円 | 第1項イ(ア) |
| 医療分平等割特定世帯 | 7,035円 | 7,245円 | 第1項イ(イ) |
| 医療分平等割特定継続世帯 | 10,553円 | 10,868円 | 第1項イ(ウ) |
| (5割軽減) | 改正前 | 改正後 | 改正条項 |
| 医療分均等割額 | 13,350円 | 13,900円 | 第2項ア |
| 医療分平等割 特定世帯 及び特定継続世帯以外の 世帯 | 10,050円 | 10,350円 | 第2項イ(ア) |
| 医療分平等割特定世帯 | 5,025円 | 5,175円 | 第2項イ(イ) |
| 医療分平等割特定継続世帯 | 7,538円 | 7,763円 | 第2項イ(ウ) |
| (2割軽減) | 改正前 | 改正後 | 改正条項 |
| 医療分均等割額 | 5,340円 | 5,560円 | 第3項ア |
| 医療分平等割 特定世帯 及び特定継続世帯以外の 世帯 | 4,020円 | 4,140円 | 第3項イ(ア) |
| 医療分平等割特定世帯 | 2,010円 | 2,070円 | 第3項イ(イ) |

| | | | |
|--------------|------------|------------|---------|
| 医療分平等割特定継続世帯 | 3, 0 1 5 円 | 3, 1 0 5 円 | 第3項イ(ウ) |
|--------------|------------|------------|---------|

(2) 旧被扶養者減免の減免期間の見直し

後期高齢者医療制度と同様に、旧被扶養者に係る応益割について、資格取得月以後2年間に限り（これまでは当面の間）、減免を実施することに見直します。

応能割については、従来どおり、当面の間、旧被扶養者減免を実施します。

※旧被扶養者減免（応益割）

75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65歳から74歳まで）が国民健康保険に加入する場合の均等割及び平等割の半額を減免する。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。